

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都大田区城南島三丁目2番8号

氏名 S. P. E. C. 株式会社
代表取締役 深江 伯史赤印ないものは無効
再コピー禁止第14条の4第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 7月30日

許可の有効年月日 令和 8年 7月29日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と処分する特別管理産業廃棄物の種類

混練・不溶化： ①特定有害産業廃棄物
ア、金属等を含む特定有害産業廃棄物（裏面別表1のとおり）脱水（※）： ①特定有害産業廃棄物
ア、金属等を含む特定有害産業廃棄物（裏面別表2のとおり）

※ 洗浄後の抽出分離物のみの脱水

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区城南島三丁目2番8号

施設種類	特別管理産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
混練・不溶化	特定有害産業廃棄物 ア、金属等を含む特定有害産業廃棄物	燃え殻	3,690(t/日)	4,390(t/日)	平成29年4月11日	-
		汚泥	3,560(t/日)			
		鉍さい	6,250(t/日)			
		ばいじん	4,080(t/日)			
脱水（※）	特定有害産業廃棄物 ア、金属等を含む特定有害産業廃棄物	燃え殻	480(t/日)	480(t/日)	平成29年2月28日	産施第347号
		汚泥	480(t/日)			
		鉍さい	480(t/日)			
		ばいじん	480(t/日)			

※ 洗浄後の抽出分離物のみの脱水

3 許可の条件

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (2) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

令和 3年 7月30日 新規許可
令和 3年12月17日 変更許可 処分方法の追加（脱水）

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

別表1 特別管理産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
廃棄物名	アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	シス-一・二ジクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・三ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚泥(※)	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-
廃油	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃アルカリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銻さい	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
指定下水汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

赤印ないものは無効
再コピー禁止

※ 汚泥は、脱水後のものに限る。

別表2 特別管理産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
廃棄物名	アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	シス-一・二ジクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・三ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚泥(※)	-	-	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃油	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃アルカリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銻さい	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定下水汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 汚泥は、脱水後の無機性のものに限る。

【備考】 表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)